

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆決算書類等のインターネットによる公表を義務化◆

～厚生労働省が社会福祉法人の認可に係る通知を改正～

厚生労働省は、平成26年5月29日付雇用均等・児童家庭局長他2局長連名による『社会福祉法人の認可について』の一部改正について」を発出し、①「現況報告書」を統一様式とし、エクセル等の電子ファイルで所轄庁へ提出を求めること、②貸借対照表および収支計算書も同様に、電子ファイルで所轄庁へ提出を求めること、③「現況報告書」、貸借対照表および収支計算書は、各法人がインターネット上で公表すること、(以上、一部経過措置あり)等を通知しました。施行は本年4月1日とし、平成25年度決算から適用することとしています。(詳細は、別添資料をご参照ください。また、全文は、追って全保協HPに掲載します。)

改正の趣旨として、税制優遇等の公的助成を受けている社会福祉法人は、国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することが責務である、との考え方が示されています。

以下、通知改正のポイント、公表が求められる情報の範囲等について、お知らせします。

1. 通知改正のポイント

〔趣旨〕

○社会福祉法人は、税制優遇等の公的助成を受けており、国民に対し経営状態を積極的に公表し、その透明性を確保することは責務。

〔主な改正内容〕

1. 「現況報告書」の様式・提出方法の改正

(1) 従来、様式例として定めていた「現況報告書」を、統一の報告様式とする。

現況報告書項目概要

- I 基本情報＝法人名、所在地、代表者名等
- II 事業＝社会福祉事業、公益事業、収益事業等
- III 組織＝理事・監事・評議員の資格や報酬等、施設長名、職員人数、理事会・評議員会・監査会の開催状況
- IV 資産管理＝財産の状況
- V その他＝情報公開・外部監査・第三者評価の状況

法人の経営状況（総括表）

- 1. 法人単位の資金収支の状況（※新会計基準適用法人のみ記載）
- 2. 法人単位の事業収支の状況（※新会計基準適用法人のみ記載）
- 3. 法人単位の資産等の状況（※新会計基準適用法人のみ記載）
- 4. 積立金の状況
- 5. 関連当事者との取引の状況
- 6. 地域の福祉ニーズへの対応

(2) 「現況報告書」は、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁へ提出させる。

(3) 貸借対照表および収支計算書も、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁へ提出させる。ただし、H25年度決算分に限り、次の取扱いとする。

- ①新会計基準に移行済で、電子ファイル（エクセル形式）での提出が可能な会計システムを使用する法人は、電子ファイル（エクセル形式）で提出。
 - ②新会計基準に移行済で、電子ファイル（エクセル形式）での提出ができない会計システムを使用する法人は、電子ファイル（PDF形式）、又は書面での提出を認める。
 - ③新会計基準に移行していない法人は、各法人が適用する会計基準による貸借対照表および収支計算書を、電子ファイル（PDF形式）、又は書面で提出することを認める。
- ※H26年度決算以降は、全ての法人が①による取扱いとなる。

2. 「現況報告書」の公表

(1) 「現況報告書」は、所定の様式により、エクセルまたはPDF形式の電子ファイルにて、インターネット上で公表することを義務付ける。

※現況報告の記載事項には、代表者の年齢や住所等の個人情報、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表にあたっては、個人・利用者の安全に支障をきたす恐れのある事項を除くなどの対応を行うこと。（注：平成23年9月1日付けで児童福祉法施行規則の一部改正が行われ母子生活支援施設等の位置情報提供について見直しが行われている。）

(2) 貸借対照表および収支計算書は、上記1.(3)①に該当する法人は、エクセル又はPDF形式の、上記1.(3)②③に該当する法人は、PDF形式の電子ファイルにて、インターネット上で公表することを義務付ける。

(3) ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人は、所轄庁がそのホームページに当該法人の現況報告書等を公表する。

